

県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第5号

県立学校学則の一部を改正する規則

県立学校学則（昭和36年香川県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部、課程、学科等) 第1条 略</p> <p>(修業年限等) 第2条 略 (1) 略 (2) 高等学校 ア 全日制の課程 3年 イ 定時制の課程 3年以上 ウ 通信制の課程 3年以上 エ 専攻科 2年 (3) 略</p> <p><u>2 学校に在学できる期間は、教育長が別に定める。</u></p> <p>第11条 略 2 略 3 2以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごと及び総合学科に学科主任を置く。ただし、学科主任の担当する校務を整理する主幹教</p>	<p>(部、課程、学科等) 第1条 県立学校（以下「学校」という。）の部、課程、学科等は、別表1のとおりとする。 2 略</p> <p>(修業年限) 第2条 学校の修業年限は、次のとおりとする。 (1) 中学校 3年 (2) 高等学校 ア 全日制の課程 3年 イ 定時制の課程 3年以上 ウ 通信制の課程 3年以上 エ 専攻科 2年 (3) 特別支援学校 ア 幼稚部 3年以内 イ 小学部 6年 ウ 中学部 3年 エ 高等部 3年 オ 高等部専攻科 2年（視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校にあっては、3年）</p> <p>第11条 略 2 略 3 2以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。ただし、学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くとき</p>

論を置くときその他特別の事情があるときは、学科主任を置かないことができる。

4～6 略

別表1（第1条関係）

中学校

略

高等学校

名称	位置	課程等	学科
略			
香川県立 琴平高等学校	略		
香川県立 多度津高等学校	略		
略			

特別支援学校

略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

その他特別の事情があるときは、学科主任を置かないことができる。

4～6 略

別表1（第1条関係）

中学校

略

高等学校

名称	位置	課程等	学科
略			
香川県立 琴平高等学校	略		
香川県立 多度津工業高等学校	仲多度郡多度津町栄 町1丁目1番82号	定時制	機械科 電気科
香川県立 多度津高等学校	略		
略			

特別支援学校

略